

一般社団法人日本パラフェンシング協会
理事選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款第5章及び第6章に定める目的を達成するために理事会を設置するにあたり、理事会の組織と運営に必要な事項を定めた【理事会規程】第8条【理事選考委員会】（以下【当委員会】という）の運営及び理事の選考と選任に必要な事項を定めることを目的とする。

(活動方針)

第2条 当委員会は、当協会が定款に定める目的を達成するために、【理事会規程】第6条に定める理事の就任基準に則り、当協会の理事の選任を行うものとする。

(当委員会の構成)

第3条 当委員会は当協会の外部から招聘され、委員職を委任された有識者4名と当協会代表理事の5名で構成される。外部有識者については当協会事務局の推薦により、理事会の決議によって委任されるものとする。

1 当委員会の委員長は当協会代表理事を除く委員の互選により決定する。

(当委員会の開催)

第4条 当委員会は以下の場合に当協会代表理事の要請に応じ、選考委員長が招集する。

- 1 理事の任期満了で全理事が辞任した後、新任理事を選任する場合
- 2 理事の定数に変更になり、全理事が一旦辞任し、新任理事を選任する場合
- 3 理事の辞任や病気、死亡などによって定数に不足が生じ、新任理事を選任する場合

(理事選考の方法)

第5条 理事の選考方法については、第4条の場合は公募を行ってそれに応募した候補者と現任理事の中で継続就任を希望するものを対象とする。

選考方法は、【理事会規程】第6条「理事の就任基準」を満たすために以下の書類によって審査を行う。また必要に応じて理事候補者との面談を実施して行うものとする：

- 1 理事候補者の職務経歴書または履歴書
- 2 選考委員会の同意を得て事務局から発出される質問票への各理事候補者の回答
- 3 必要に応じ理事候補者の職業資格証明書
- 4 必要に応じ学校の卒業証明書

(選考結果の取り扱い)

第6条 選考委員会の選考結果は理事会に対して委員長から通知を行うものとする。委員長以外の委員は通知の内容を、理事会で開示されるまでの間、委員会の外に洩らしてはならない。

(理事の就任)

第7条 選考された理事の就任は、定款に定める通り、定時または臨時の当協会総会の承認をもって発効する。

(機密保持と個人情報の取り扱い)

第8条 選考委員は選考の過程で知り得た全ての機密情報を当協会理事会以外に開示してはならない。また個人情報の取り扱いについては法令に従って取り扱いをしなければならない。

(改訂)

第9条 この規程の改訂は理事会の決議による。

附則 1 この規程は令和6年2月28日より施行する。